

平成27年度「獣害につよい集落」等優良活動表彰実施要領

第1 目的

本県の、ニホンザルやニホンジカ、イノシシなど野生鳥獣による農林水産被害は、農山漁村地域の過疎化、高齢化の進行等による耕作放棄地や放置林の増加、野生鳥獣の生息数の増加や生息域の拡大などにより、近年急速に拡大しています。また、農林水産被害に伴い、地域住民の営農意欲の減退や、生きがいの喪失などの精神的被害を招くとともに、自動車等との衝突事故や家屋への侵入などの生活被害も生じています。

そこで、拡大していく野生鳥獣による農林水産被害の減少を図るため、集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや侵入防止柵の整備等を行う「被害対策」と、有害鳥獣等の適正な捕獲や野生鳥獣が生息しやすい森林整備などを行う「生息管理」への的確な取組とあわせ、未利用資源活用の観点での「獣肉利用」を連携させて進めることにより「獣害につよい三重」づくりが展開されています。

このような状況のなか、生産現場において鳥獣被害対策に取り組み、獣害につよい集落づくりを実践し、優良な成果を上げるとともに、その拡大に向け貢献している集落や団体等を表彰し、これを広く紹介することにより、現場における効果的な被害防止活動を推進し、野生鳥獣による農林水産被害の減少に資することを目的とします。

第2 表彰者

三重県知事

第3 実施主体

三重県

第4 表彰点数

三重県知事表彰 3点以内

特別表彰 別に定める

第5 表彰対象者

表彰対象者は、三重県内の地域で獣害対策に取り組む集落や団体等とする。集落の範囲は、一体的な活動を行う地域の単位とし、「区」等の範囲も含めることとする。

選賞の結果、知事賞表彰を受けた集落や団体等は、応募の翌年度から2年間は再度の応募ができないこととする。

第6 応募

応募しようとする者は、別紙1の応募用紙に必要事項を記入し、平成27年6月12日（金）までに、別紙2の市町の推薦書を添付し、市町を経由のうえ、県農林水産（農政・農林）事務所農政室（尾鷲は農政・農村基盤室）（以下「県事務所」とする。）に提出するものとする。県事務所は、地域農業改良普及センターと合議のうえ、三重県農林水産部獣害対策課に平成27年6月19日（金）までに提出するものとする。

別紙2の市町の推薦書の作成に当たっては、市町は地域農業改良普及センターに協力を求めることができるものとする。

第7 選賞審査

表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、鳥獣被害対策に関し学識経験等を有する委員で構成する審査委員会を設置する。

審査委員会は、別紙3の審査基準に基づき審査を行い、協議のうえ表彰集落や団体等の候補を選定する。審査委員会の選定した候補を踏まえ、三重県知事が表彰集落や団体等を決定する。

審査委員会の委員への就任は、三重県農林水産部獣害対策課長が依頼するものとする。

審査委員会の長は、委員の互選によりこれを定めるものとする。その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、審査委員会の長が定めるものとする。

第8 特別表彰

三重県内の地域で獣害対策に取り組む集落づくりに取り組んでいる集落や団体等で、これまでに鳥獣被害対策に取り組み、獣害につよい集落づくりとその拡大に向け、多大な貢献をした集落や団体等に対して、特別表彰を行えることとする。

特別表彰の選定審査及び表彰点数は、要領第7の審査委員会で協議のうえ表彰候補を選定する。審査委員会の選定した候補を踏まえ、三重県知事が表彰集落や団体等を決定する。

第9 表彰事例の普及

鳥獣被害対策活動の推進に資するため、表彰集落や団体等の事例については公表する場を設けることや、農林水産省等が行う優良活動表彰等、他の表彰事業への応募推薦などにより、一般に広く紹介するものとする。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

平成 27 年度「獣害につよい集落」等優良活動表彰応募用紙

1. 応募者の概要

- (1) 集落等団体の名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所・電話番号

2. 活動地域の概要（被害の概要）

3. 活動の動機、発展過程

4. 活動の内容

(例)

- ・被害防除（追い払いや防護柵の設置状況等）
- ・生息状況の把握（生息調査、集落環境診断の実施等）
- ・生息環境管理（緩衝帯の整備や放任果樹の除去等）
- ・地域住民等に対する対策技術の普及啓発活動
- ・被害防止活動の担い手の育成活動
- ・鳥獣被害を軽減するための営農管理技術の導入
- ・個体数調整（捕獲方法、捕獲数の推移等）
- ・鳥獣の食肉や加工品としての活用 等

なお、審査基準に留意し、以下の項目を含めた内容にしてください。

（審査基準については、別紙 3 を参照してください）。

- ・継続的な活動について
- ・技術上の工夫について
- ・地域一体的な活動について
- ・事業の活用について
- ・人材育成活動について

5. 活動の成果

主に、以下の内容について記載してください（審査基準については、別紙 3 を参照してください）。

- ・被害の軽減について
- ・地域の活性化について

- ・他地域への波及性について

6. 今後の活動方向

7. 活動に関する参考資料

(記載にあたっての留意点)

- ・別紙3の審査基準に留意し、活動の特徴や工夫を記載してください。
- ・応募用紙は、A4版8枚以内（両面可、写真、図表、参考資料を含む。）としてください。

平成27年度「獣害につよい集落」等優良活動表彰応募に係る推薦書

1. 推薦団体の概要

- (1) 集落等団体の名称
- (2) 代表者氏名

2. 推薦理由

以上のことから、当事例を推薦する。

市 町 代表者名 (印)

(記載にあたっての留意点)

- ・推薦理由は、別紙3の審査基準に留意し、800字以内で記入してください。

別紙 3

審 査 基 準

審査項目	審 査 基 準
被害の軽減	被害軽減がなされ、金額等で把握できている 14点
地域の活性化	被害防止活動が地域の農林水産業の活性化につながっている。 14点
地域一体的な活動	地域住民の合意形成の元、被害防止活動が行われている。 14点
継続的な活動	被害防止活動が継続的に行われている。 14点
3本柱のモデル性	市町や集落、県など関係機関が連携し、総合的に取り組んでいる、野生獣の追い払いや侵入防止柵の整備など獣害につよい地域づくりを進める「被害対策」、野生鳥獣の捕獲力の強化や森林整備による生息環境の創出などを進める「生息管理」、捕獲した野生獣を未利用資源として活用を進める「獣肉の利活用」の観点などから、モデル性が高い。 14点
技術上の工夫	地域の実情に応じた被害防止技術の創意工夫が行われている。 6点
事業の活用	各種事業の活用により、被害防止活動が行われている。 6点
人材育成活動	被害防止活動に担い手（狩猟者など）の育成活動が行われている。 6点
他地域への波及性	普及啓発により、被害防止技術が波及しているなど、被害防止活動が円滑に進んでいる。（例：視察の受け入れを行うなど、他地域へ良い影響を与えている。） 6点
その他	その他、獣害対策に係る活動内容で特に評価できる点。 6点

満点100点